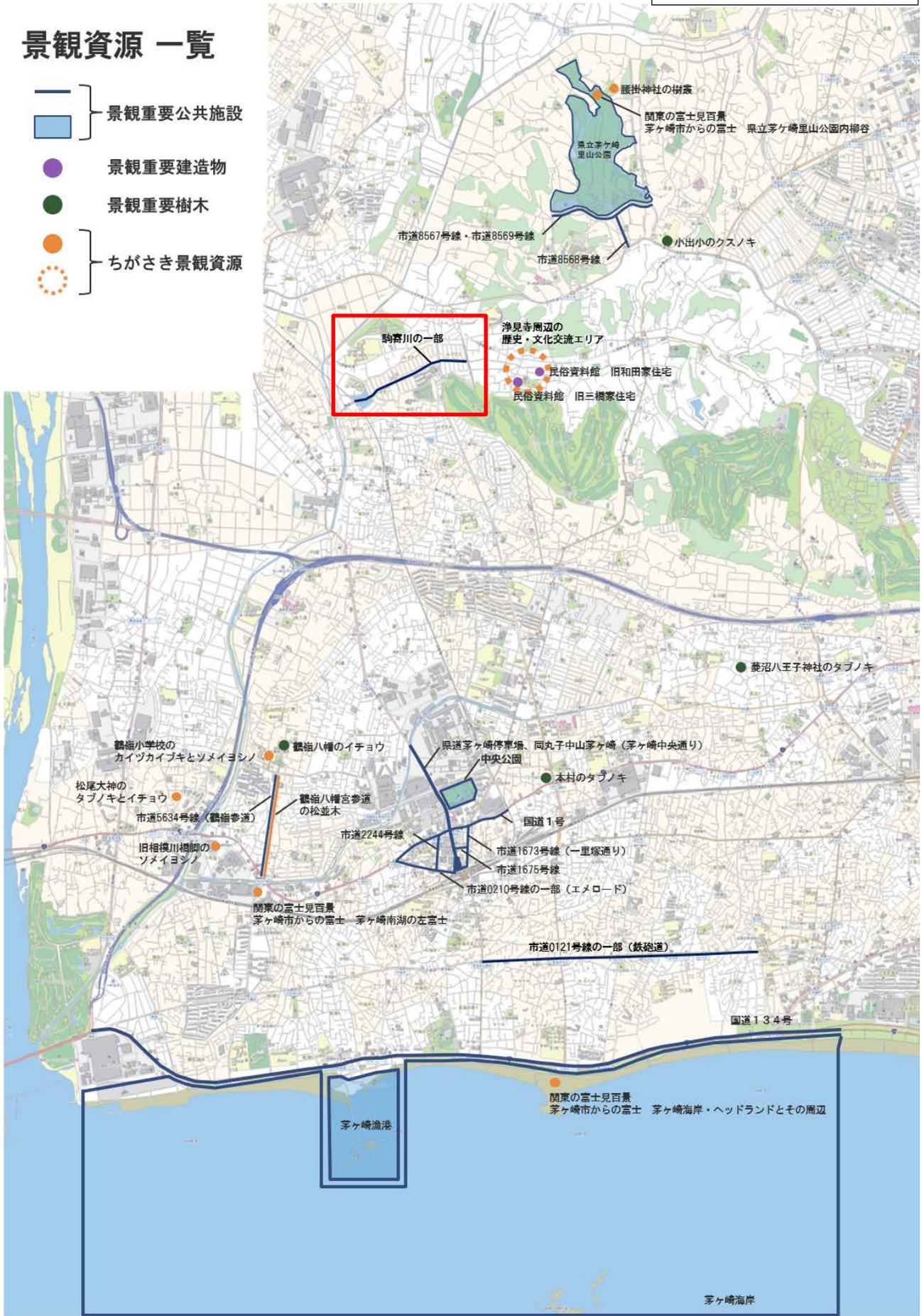


景観資源 一覧

-  景観重要公共施設
-  景観重要建造物
-  景観重要樹木
-  ちがさき景観資源
-  ちがさき景観資源



景観重要公共施設

種類	名称	指定日
海岸	茅ヶ崎海岸	平成 20 年 10 月 1 日
漁港	茅ヶ崎漁港	平成 20 年 10 月 1 日
道路	国道 134 号	平成 20 年 10 月 1 日
道路	県道茅ヶ崎停車場、同丸子中山茅ヶ崎（茅ヶ崎中央通り） ※指定区域：茅ヶ崎駅北口ロータリー～新千ノ川橋	平成 20 年 10 月 1 日
道路	国道 1 号（JR 相模線交差点部～十間坂交差点）	平成 20 年 10 月 1 日
道路	市道 0210 号線（エメロード） ※指定区域：茅ヶ崎駅北口ロータリー～十間坂交差点	平成 20 年 10 月 1 日
道路	市道 1673 号線（一里塚通り）	平成 20 年 10 月 1 日
道路	市道 1675 号線	平成 20 年 10 月 1 日
道路	市道 2244 号線	平成 27 年 7 月 1 日
道路	市道 5634 号線（鶴嶺参道）	平成 27 年 7 月 1 日
道路	市道 8567 号線	平成 27 年 7 月 1 日
道路	市道 8568 号線	平成 27 年 7 月 1 日
道路	市道 8569 号線	平成 27 年 7 月 1 日
道路	市道 0121 号線（鉄砲道） ※指定区域：雄三通り中央～平和学園前交差点	令和 3 年 12 月 10 日
公園	中央公園	平成 20 年 10 月 1 日
公園	県立茅ヶ崎里山公園	平成 27 年 7 月 1 日
河川	駒寄川 ※指定区域：さかえはし～JR相模線（河川管理用通路含む）	令和 5 年●月●日

景観重要建造物

指定番号	名称	所在地	指定日
第 1 号	民俗資料館旧和田家住宅	堤字諏訪谷 3882 番 1	平成 29 年 4 月 7 日
第 2 号	民俗資料館旧三橋家住宅	堤字神明谷 4318 番 1	平成 29 年 4 月 7 日

景観重要樹木

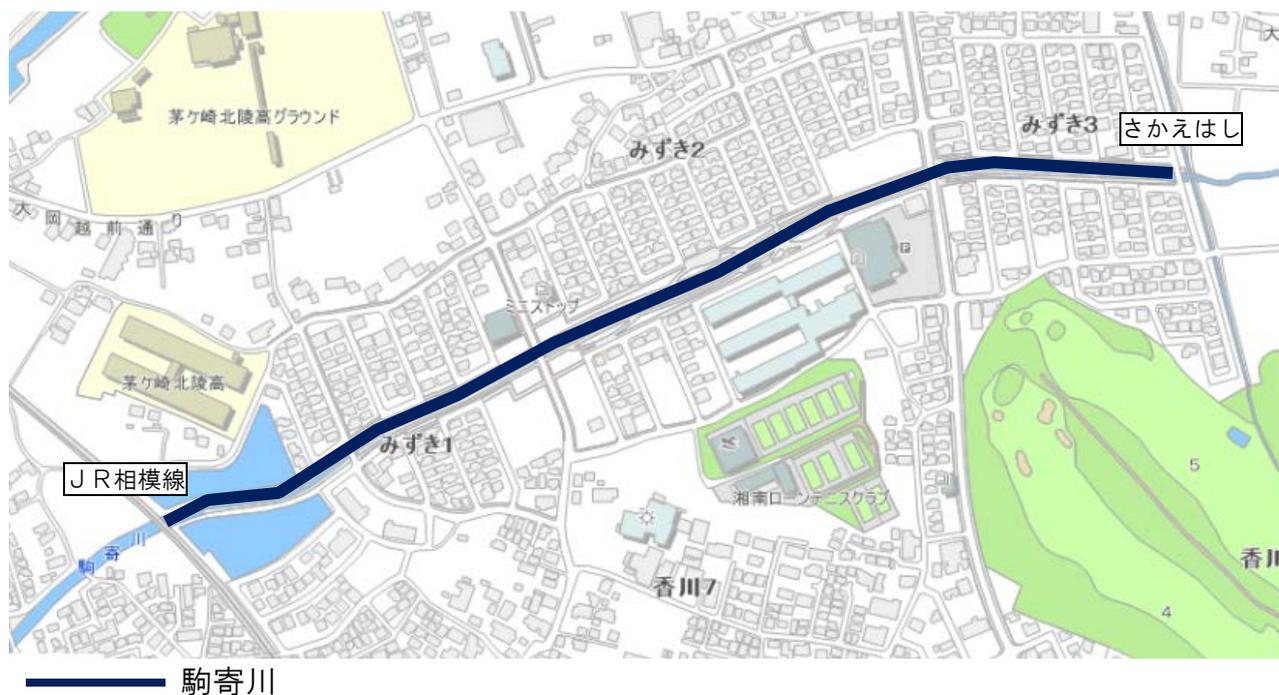
指定番号	名称	所在地	指定日
第 1 号	鶴嶺八幡のイチヨウ	浜之郷字本社 462 番	平成 22 年 3 月 26 日
第 2 号	菱沼八王子神社のタブノキ	菱沼一丁目 727 番及び 728 番	平成 22 年 3 月 26 日
第 3 号	小出小学校のクスノキ	芹沢字清水 939 番 2（小出小学校内）	平成 23 年 8 月 22 日
第 4 号	本村のタブノキ	本村四丁目 1594 番 4 及び 1596 番 2（国道 1 号本村交差点北西）	平成 23 年 8 月 22 日

6) 駒寄川

(1) 景観重要公共施設の指定理由

駒寄川は、清水谷(特別緑地保全地区)を主な水源とし、西に約4km経て、小出川と合流しています。川沿いには遊歩道(河川管理用通路)やせせらぎ公園と一体となった親水護岸が整備され、みどり豊かな住宅地景観を楽しむことができます。

景観の保全と豊かな自然と触れ合える空間の整備を今後においても継続していくために、さかえはし～JR相模線までの区間を景観重要公共施設に指定しました。





施設管理者	茅ヶ崎市
指定区域	さかえはし～JR 相模線（河川管理用通路含む）
景観要素	遊歩道（河川管理用通路）、橋梁、植栽帯、自然の流水
整備に関する事項（景観法第8条第2項4号口）	<p>整備にあたっては、「河川景観の形成と保全の考え方」に準拠するとともに、安全安心な治水機能の確保を前提としつつ、自然が身近に感じられ、周辺の住宅地と一体となった河川の環境整備に努める。</p> <p>○工作物等の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・工作物の意匠形態については、彩度4を超える色彩を使用しない。・サインは、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に準拠し、周辺景観との調和に配慮した支柱や外枠を用いる。・河川内は電線等の横断を避け、眺望を阻害しない。 <p>○周辺環境の調和</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺の住環境・公園・植栽帯との調和を意識し、一体的な整備を行う。・自然環境の保全に配慮する。 <p>○橋梁</p> <ul style="list-style-type: none">・高欄は透過性の高いデザインとし圧迫感を与えないようにする。
占用許可基準（河川法第24条又は第26条第1項）	<ul style="list-style-type: none">・工作物の形態意匠については、彩度4を超える色彩を使用しない。・キャラクターなどの占用物は控える。